

第9章 カナダ

数量制限

丸太の輸出規制

<措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア（BC）州では、国内産業の保護等を目的に針葉樹丸太の輸出を規制し、一部を禁止している。州内森林から産出される木材は、州有林については同州の法律により、私有林については連邦法により、州内での利用又は加工が義務づけられている。丸太の輸出は、州内で活用されない余剰材と認められた場合に限り行われる。州有林については、木材輸出諮問委員会（TEAC）の審査を経て、副総督又は州森林・土地・天然資源大臣が余剰材かどうかを決定している。一方、私有林については、連邦木材輸出諮問委員会（FTEAC）の審査を経て、国際貿易大臣が余剰材かどうかを決定している。なお、州有林から産出される木材のうち、ベイヒバ、ベイスギのすべて及びベイマツ、ベイツガ、ベイトウヒの高品質の丸太については輸出が禁止されている（先住民居留地等一部の地域を除く）。また、州有林から産出される丸太の輸出には樹種や等級に応じた「州内加工代替税」（輸出税に相当）が課せられている。2013年からは、州有林沿岸部から産出される丸太についてさらに当該税率（5～15%）に輸出価格と国内価格の価格差をもとに算出した係数（2020年第1四半期は1.1）を乗じた額が賦課されている。2019年7月からは、州有林沿岸部から産出される丸太の一部に対し州内加工代替税の算定方法が改正され、国内価格の10～50%または1カナダドル/㎥となった。2019年12月15日以降は、国内価格の10～35%または1

カナダドル/㎥となっている。

<国際ルール上の問題点>

国内産業の保護のために輸出の禁止又は制限を行っていることから、GATT 第11条第1項に違反している可能性が極めて高い。当措置は地方政府の措置であるが、カナダ政府はGATT 第24条12項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

なお、当該措置については、我が国はカナダ政府に対し、マルチ、バイなどの場を通じて、是正を働きかけているところ。

<最近の動き>

TPP 協定において、日加両政府は林産物貿易に関する公文（サイドレター）を交換した。この中で、カナダ政府は、カナダ関係法令に定める手続きに従った対日丸太輸出申請を受けた場合には許可証を発給することが規定されている（TPP 協定の日本及びカナダについての効力発生の日（2018年12月30日）に発効）。

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

現行のカナダの非農産品の単純平均譲許税率は5.1%であり、日・米・EUといった主要先進国の水準より若干高い水準にある。譲許税率が高い品目としては、靴（最高18.2%）、衣類（最高18%）、パラシュート（最高15.7%）、鉄道関連製品（最高11.3%）、刃物製品（最高11.3%）、非譲許品目としては、造船及びタンカー（最高実行税率25%）などがある。非農産品の譲許率は、99.6%となっている。

＜懸念点＞

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるというWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

＜最近の動き＞

IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始、2019年7月時点では約90%の関税が撤廃され、2024年1月には、全201品目の関税が55メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第Ⅱ部第5章2.（2）ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。カナダについては、2016年7月から関税撤廃を開始した。例えば、カナダが関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、ポリッシングパッド（12%）、スタティックコンバーター（11.3%）、スタティックコンバーターの部分品（9.7%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2019年7月までに完全に撤廃された。

一鋼管、熱延鋼板、カラー鋼板、ステンレス鋼線、線材）に対し、各品目が過去3年（2015－2017）の平均輸入実績を上回った場合に、25%の追加関税を賦課する暫定措置を発動。2019年5月、カナダ政府は、厚板とステンレス鋼線の2品目について、輸入量の絶対的又は相対的増加及び国内産業への重大な損害を与える恐れが認められたとして、セーフガード措置の導入を決定。2019年5月13日から2021年10月24日まで、関税割当（無税枠）超過分につき追加関税を課すセーフガード措置を導入。3段階に分けた漸減税率を採用しており、厚板は20%(2019/5/13-2020/5/12)→15%(2020/5/13-2021/5/12)→10%(2021/5/13-10/24)、ステンレス鋼線は25%(2019/5/13-2020/5/12)→15%(2020/5/13-2021/5/12)→5%(2021/5/13-10/24)。

＜国際ルール上の問題点＞

措置の背景として世界的な鉄鋼の過剰供給および他国の輸入制限措置、米国の232条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」（関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入製品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される）がSGの発動要件とされていること（GATT第19条1(a)）との整合性に懸念がある。

＜最近の動き＞

調査開始後、我が国は政府意見書やセーフガード委員会等で懸念を表明。今後、対象産品のアジア等への流入や、カナダへの駆け込み輸入による関税割当早期消化のリスクを注視し、カナダ政府に対して必要に応じた働きかけを行う。

セーフガード

鉄鋼セーフガード

＜措置の概要＞

カナダ財務省は2018年10月11日に鉄鋼製品の輸入に対するセーフガード調査を開始し、同年10月25日、鉄鋼製品7品目（厚板、鉄筋棒鋼、エネルギー